

昭和五十年三月三十一日

山口県告示第三百九号の六

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び該当類型に係る基準値の達成期間を次のとおり定める。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第四百五十二号)及び公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示(昭和四十八年山口県告示第六百五十八号)は、廃止する。

区分	水域		該当類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
河川	錦川水系	(一) 麻里布堰 ^{せき} より今津川下流	B	昭和四十七年六月十五日	直ちに達成
		(二) 川下堰 ^{せき} より門前川下流	B	昭和四十七年六月十五日	直ちに達成
		(三) 麻里布堰 ^{せき} より上流(山代湖及び菅野湖に係る水域並びに(四)に掲げる水域を除く。)	A	昭和四十七年六月十五日	直ちに達成
		(四) 宇佐川	AA	昭和四十七年六月十五日	直ちに達成
	由宇川水系	全域	A	昭和五十年三月三十一日	直ちに達成
	柳井川水系	(一) 柳井川と井向川の合流点より下流((三)及び(四)に掲げる水域を除く。)	B	昭和四十八年八月二十一日	五年以内で可及的速やかに達成
		(二) 柳井川と井向川の合流点より上流	A	昭和四十八年八月二十一日	直ちに達成
		(三) 帰ノ城橋より姫田川下流	B	昭和四十八年八月二十一日	五年以内で可及的速やかに達成
		(四) 帰ノ城橋より姫田川上流	A	昭和四十八年八月二十一日	直ちに達成
	土穂石川水系	(一) 八幡橋より下流	B	昭和四十八年八月二十一日	五年以内で可及的速やかに達成
		(二) 八幡橋より上流	A	昭和四十八年八月二十一日	直ちに達成
	田布施川水系	(一) 庄山堰 ^{せき} より下流((三)	B	昭和四十八年	直ちに達成

	及び(四)に掲げる水域を除く。)		八月二十一日	
	(二) 庄山堰 ^{せき} より上流	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(三) 平田橋より灸川下流	B	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(四) 平田橋より灸川上流	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
光井川水系	(一) 光井橋上流約百メートルの堰 ^{せき} より下流	B	平成四年 四月三日	五年以内で 可及的速や かに達成
	(一) 光井橋上流約百メートルの堰 ^{せき} より上流	A	平成四年 四月三日	直ちに達成
島田川水系	全域	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
切戸川水系	(一) 切戸橋堰 ^{せき} より下流	B	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速や かに達成
	(二) 切戸橋堰 ^{せき} より上流	A	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速や かに達成
平田川水系	(一) 大海町橋より下流	B	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(二) 大海町橋より上流	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
未武川水系	全域(米泉湖に係る水域を除く。)	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
富田川水系	(一) 音羽橋より下流	B	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(二) 音羽橋より上流(川上ダム貯水池(菊川湖)に係る水域を除く。)	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
夜市川水系	(一) 島屋頭首工より下流	B	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(二) 島屋頭首工より上流	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
佐波川水系	(一) 佐野堰 ^{せき} より下流	B	昭和四十七年 六月十五日	直ちに達成
	(二) 佐野堰 ^{せき} より上流(島地川ダム貯水池(高瀬湖)及び大原湖に係る水域を除く。)	A	昭和四十七年 六月十五日	直ちに達成
南若川水系	(一) 向山堰 ^{せき} より下流	B	昭和五十七年 四月六日	直ちに達成

	(二) 向山堰 ^{せき} より上流	A	昭和五十七年 四月六日	直ちに達成
榎野川水系	(一) 淋洗堰 ^{せき} より下流	B	昭和四十八年 二月二十日	直ちに達成
	(二) 淋洗堰 ^{せき} より上流	A	昭和四十八年 二月二十日	五年を超える 期間で可 及的速や かに達成
真締川水系	(一) 西宮橋上流五十メートル の地点より下流	B	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速や かに達成
	(二) 西宮橋上流五十メートル の地点より上流	A	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速や かに達成
厚東川水系	(一) 古川と厚東川との合流点 より下流	B	昭和六十二年 四月二十一日	直ちに達成
	(二) 古川と厚東川との合流点 から厚東川ダムまで	A	昭和六十二年 四月二十一日	直ちに達成
	(三) 厚東川ダムより上流(小 野湖に係る水域及び(四)に掲げ る水域を除く。)	A	昭和六十二年 四月二十一日	直ちに達成
	(四) 大田川(小野湖に係る水 域を除く。)	A	昭和六十二年 四月二十一日	直ちに達成
有帆川水系	(一) 鳴瀬頭首工より下流	B	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(二) 鳴瀬頭首工より上流	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
厚狭川水系	(一) 厚狭大橋より下流((三) 及び(四)に掲げる水域を除く。)	B	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(二) 厚狭大橋より上流	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(三) 石丸橋より大正川下流	B	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
	(四) 石丸橋より大正川上流	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
木屋川水系	(一) 吉田堰 ^{せき} より下流	B	昭和四十七年 六月十五日	五年以内で 可及的速や かに達成
	(二) 吉田堰 ^{せき} より上流(豊田 湖に係る水域を除く。)	A	昭和四十七年 六月十五日	五年以内で 可及的速や かに達成
武久川水系	全域	B	昭和五十年 三月三十一日	五年を超える 期間で可

					及的速やかに達成
綾羅木川水系	(一) 観月橋より下流	B	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速やかに達成	
	(二) 観月橋より上流	A	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速やかに達成	
友田川水系	(一) 山陰本線鉄橋より下流	B	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速やかに達成	
	(二) 山陰本線鉄橋より上流	A	昭和五十年 三月三十一日	五年以内で 可及的速やかに達成	
川棚川水系	(一) 新井手堰 ^{せき} より下流	B	昭和五十八年 四月十二日	直ちに達成	
	(二) 新井手堰 ^{せき} より上流	A	昭和五十八年 四月十二日	直ちに達成	
栗野川水系	(一) 栗野川((二)に掲げる水域を除く。)	A	昭和五十年 三月三十一日	直ちに達成	
	(二) 蓋之井川	AA	昭和五十年 三月三十一日	直ちに達成	
掛淵川水系	全域	A	昭和五十年 三月三十一日	直ちに達成	
深川川水系	全域	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成	
三隅川水系	全域	A	昭和五十九年 三月二十一日	直ちに達成	
阿武川水系	(一) 阿武川ダムより下流	A	昭和四十八年 八月二十一日	五年以内で 可及的速やかに達成	
	(二) 阿武川ダムより上流(阿武川ダム貯水池に係る水域並びに(三)及び(四)に掲げる水域を除く。)	AA	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成	
	(三) 蔵目喜川(阿武川ダム貯水池に係る水域を除く。)	AA	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成	
	(四) 佐々並川(阿武川ダム貯水池に係る水域を除く。)	AA	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成	
大井川水系	全域	A	昭和五十九年 三月二十一日	直ちに達成	
田万川水系	全域	A	昭和五十九年 三月二十一日	直ちに達成	

湖沼	山代湖	全域	A	平成十三年 四月二十日	直ちに達成
	菅野湖	全域	A	昭和四十七年 六月十五日	直ちに達成
	米良湖	全域	A	平成十年 三月十三日	直ちに達成
	川上ダム 貯水池(菊川湖)	全域	A	昭和六十三年 四月五日	五年以内で 可及的速や かに達成
	島地川ダム 貯水池(高瀬湖)	全域	A	昭和六十三年 四月五日	五年以内で 可及的速や かに達成
	大原湖	全域	A	平成十一年 四月十三日	直ちに達成
	常盤湖	全域	B	昭和五十年 三月三十一日	直ちに達成
	小野湖	全域	A	昭和六十二年 四月二十一日	五年を超え る期間で可 及的速やか に達成
	豊田湖	全域	A	昭和六十二年 四月二十一日	五年を超え る期間で可 及的速やか に達成
	阿武川ダム 貯水池	全域	A	昭和六十三年 四月五日	直ちに達成
海域	柳井・大島	(一) 大島郡東和町大字伊保田 字東網代九八〇瀬戸ヶ鼻から 同郡大島町大字戸田字大波八 八一法師崎南端を経て同町大 字西三蒲字明神一〇の一明神 鼻北端に至る陸岸、大島大橋を 経、玖珂郡大島町大字神代字瀬 戸山一三四〇の五瀬戸山鼻南 端から熊毛郡上関町大字室津 字瀬口上関大橋北詰に至る陸 岸及び上関大橋を経、同町大字 長島字殿後一四八の一三から 同字一四八の四赤石鼻南端を 経て同大字字現後八〇五現後 鼻南端に至る陸岸の地先海域 のうち、(二)及び(三)に掲げる 海域を除いたもの	A	昭和五十六年 四月三日	直ちに達成

	(二) 大島郡大島町大字戸田字大波八八一法師崎南端から同町大字西三蒲字明神一〇の一明神鼻北端に至る陸岸及び大島大橋を経、玖阿郡大島町大字神代子瀬戸山一三四〇の五瀬戸山鼻南端から柳井市大字阿月字黒崎二一九の二黒崎鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(三)に掲げる海域を除いたもの	A	昭和四十八年八月二十一日	直ちに達成
	(三) 柳井市大字伊保庄字黒嶋一五二七の一と大島郡大島町笠佐島北端とを結んだ線、同町大字戸田下荷内島西端と柳井市大字柳井字稲積一の三とを結んだ線及び同地点から同市大字伊保庄字黒嶋一五二七の一に至る陸岸によつて囲まれた海域	B	昭和四十八年八月二十一日	直ちに達成
平生・上関	(一) 熊毛郡上関町大字長島字現後八〇五現後鼻南端から同大字字奈古屋奈古屋崎北端を経て同大字字殿後一四八の一三に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字室津字瀬口上関大橋北詰から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、(二)及び(三)に掲げる海域を除いたもの	A	昭和五十六年四月三日	直ちに達成
	(二) 熊毛郡上関町と同郡平生町との境界海岸の地点から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、(三)に掲げる海域を除いたもの	A	昭和四十八年二月二十日	直ちに達成
	(三) 熊毛郡平生町大字佐賀字東立崎佐賀漁港北端防波堤突端と同町大字馬島用害山三角点とを結んだ線、同地点と同郡田布施町と光市との境界海岸の地点とを結んだ線及び陸岸	B	昭和四十八年二月二十一日	五年以内で可及的速やかに達成

		によつて囲まれた海域			
笠戸湾・光		熊毛郡田布施町と光市との境界海岸の地点から徳山市大字大島字赤崎八〇六竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域のうち、光市御崎町九の一から徳山市大字大島字赤崎八〇六竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域であつて、昭和四十六年五月二十五日閣議決定の笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)、光地先海域並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	昭和五十六年 四月三日	直ちに達成
徳山湾		徳山市大字大島字赤崎八〇六竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、徳山市大字大島字赤崎八〇六竜宮岬南端から新南陽市大字福川字長田五七六の一に至る陸岸の地先海域であつて、昭和四十六年五月二十五日閣議決定の徳山湾(甲)、徳山湾(乙)並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	昭和五十六年 四月三日	直ちに達成
三田尻湾・防府		徳山市と防府市との境界海岸の地点から同市大字新田字問屋村一八八五の三に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字向島字金ヶ坪渚第一七一八の四から同大字字翁崎翁崎南端を経て同大字字小田山牛ヶ頸南端に至る陸岸の地先海域のうち、昭和四十五年九月一日閣議決定の三田尻湾(甲)、三田尻湾(乙)及び三田尻湾(丙)に係る部分を除いたもの	A	昭和五十六年 四月三日	直ちに達成
中関・大海		(一) 防府市大字向島字小田山牛ヶ頸南端から同大字字洗川一七一三の一三日本専売公社跡地岸壁を経て同大字字金ヶ坪渚第一七一八の四に至る陸	A	昭和四十七年 六月十五日	五年以内で 可及的速やかに達成

	岸及び錦橋を經、同市大字新田字問屋村一八八五の二から同市大字田島字西泊西泊崎南端に至る陸岸の地先海域のうち、(二)に掲げる海域を除いたもの			
	(二) 防府市大字田島字西泊西泊崎南端と同市大字向島字洗川一七一三の一三日本専売公社跡地岸壁南端とを結んだ線、同地点から同大字字金ヶ坪渚第一七一八の四に至る陸岸及び錦橋を經、同市大字新田字問屋村一八八五の三から同市大字田島字西泊西泊崎南端に至る陸岸によつて囲まれた海域	B	昭和四十七年六月十五日	直ちに達成
	(三) 防府市大字田島字西泊西泊崎南端から吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(四)に掲げる海域を除いたもの	A	昭和四十七年六月十五日	五年以内で可及的速やかに達成
	(四) 防府市大字西ノ浦字古立山地蔵鼻南端と同市大字台道字真鍋開作南端とを結んだ線及び陸岸によつて囲まれた海域	B	昭和四十七年六月十五日	直ちに達成
山口・秋穂	(一) 吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端から宇部市大字西岐波字黒崎一四三〇の一に至る陸岸の地先海域のうち、(二)及び(三)に掲げる海域を除いたもの	A	昭和五十六年四月三日	直ちに達成
	(二) 吉敷郡秋穂町大字東千石岩南端から山口市大字秋穂二島字沖岩屋岩屋ノ鼻南端に至る陸岸の地先海域	A	昭和四十七年六月十五日	直ちに達成
	(三) 山口市大字秋穂二島字沖岩屋岩屋ノ鼻南端から吉敷郡阿知須町と宇部市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	A	昭和四十八年二月二十日	直ちに達成
豊浦・豊北地先	下関市網代埼から豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場岬北端に至る陸岸の地先海域	A	昭和五十七年四月六日	直ちに達成

油谷湾	豊浦郡豊北町大字神田字島戸 本場岬北端から大津郡日置村 大字日置上字御崎一三六今 岬北端に至る陸岸の地先海域	A	昭和五十年 三月三十一日	直ちに達成
仙崎・深川湾	大津郡日置村大字日置上字御 崎一三六今岬北端から大津 郡三隅町大字三隅中字浜田二 九四一に至る陸岸の地先海域	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
萩地先	大津郡三隅町大字三隅中字浜 田二九四一から萩市大字椿東 字奈古屋七一六の二四虎ヶ崎 北端に至る陸岸の地先海域	A	昭和四十八年 八月二十一日	直ちに達成
阿武地先	萩市大字椿東字奈古屋七一六 の二四虎ヶ崎北端から島根県 と山口県との境界海岸の地点 に至る陸岸の地先海域	A	昭和五十八年 四月十二日	直ちに達成

備考 該当類型の符号は、水質汚濁に係る環境基準に関する告示(昭和四十六年環境庁告示
第五十九号)別表 2 による。